

京都市道路占用規則の一部を改正する規則を公布する。

平成16年3月 日

京都市長 榊本 頼兼

京都市規則第104号

京都市道路占用規則の一部を次のように改正する。

第3条各号列記以外の部分中「の各号」を削り、同条に次の1項を加える。

- 2 市長は、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律第3条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して前項の規定による申請を行わせようとするときは、前項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる図書の提出に代えて、当該図書に記録すべき事項を、申請者の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて本市の使用に係る電子計算機に送信させることができる。

第8条第2項中「第3条」を「第3条第1項」に、「同条第1号」を「同項第1号」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(建設局道路部道路管理課)